

家電リサイクル法対象品の処分

テレビ・エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

★家電リサイクル法とは？

家電リサイクル法の正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」といい、一般家庭などから排出されたエアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機などの特定家庭用機器廃棄物から、有用な部品や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

つまり、家電メーカーや家電小売業者、消費者が協力してリサイクルをするものです。

★処分方法について

対象となるテレビ、エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、ごみステーションに出すことはできません。またごみ処理施設にも持ち込むことはできません。次の方法により処分してください。

①家電量販店に処分を相談・依頼する

●家電リサイクル回収協力店

店舗名	電話番号	住 所
ジョーシン名張店	0595-61-2411	三重県名張市瀬古口226
ヤマダデンキ テックランド 伊賀店	0595-26-5556	三重県伊賀市平野清水626-1
ヤマダデンキ テックランド 名張店	0595-62-7222	三重県名張市蔵持町原出1772

●注意事項

- ・処分の方法は「直接店舗への持ち込み」もしくは「ご自宅への回収」となります。
- ・直接店舗へ持ち込む場合は、特に事前連絡や予約等はありません。
- ・ご自宅への回収について電話にてご依頼ください。なお、ヤマダデンキテックランド伊賀店及び名張店は、回収日等の調整のため店舗を訪問していただく必要があります。
- ・事業活動により発生した家電リサイクル対象品は回収を断られる場合があります。

●処分費用

【 持ち込みの場合 】 リサイクル料金 + 収集運搬料
【ご自宅への回収の場合】 リサイクル料金 + 収集運搬料 + その他

品 目	リサイクル料金（税込）	収集運搬料	その他
テレビ	1,320円 ～ 3,700円	店舗から処理施設へ業者が運搬する費用です。 ※店舗によって費用は異なります。	ご自宅へ業者が回収する場合は、左記収集運搬料に別途ご自宅への収集運搬料等がかかります。 ※店舗によって費用は異なります。
エアコン	990円 ～ 2,000円		
冷凍・冷蔵庫	3,740円 ～ 6,149円		
洗濯機・衣類乾燥機	2,530円 ～ 3,300円		

※リサイクル料金については、メーカーや大きさ、容量等により異なります。

リサイクル料金の詳細については「家電リサイクル券センター」にお問い合わせください。

右記二次元（QR）コードからも料金などを確認することができます。

TEL：0120-319640

受付時間：9：00 ～ 18：00（日曜・祝日休み）

